

令和2年度第3回福岡県環境審議会 議題に係る御意見・御質問

(1) 部会決議報告

ア 温泉法に基づく動力の装置の許可申請について(資料1)

イ 福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針の策定について(資料2)

議題	委員名	内容	事務局回答	担当課
イ	柳瀬委員	今回は「基本方針の策定」で、今後の検討内容かもしれないが、①p10第4章2の(2)のエの「条例第26条第4項第11号から15号までの行為」がわからないが、「指定された管理地区等における開発行為等に関する事項等」は必要ではないのか。	基本方針において、開発行為に係る事項は規定していませんが、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」において下記のように管理地区における開発行為等に関する規定を設けております。 (第26条第4項) 管理地区の区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。 (1)建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (2)宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 (略)	自然環境課
	池山委員	指定希少野生動植物種の保護については、絶滅してしまえば二度と回復・生息できなくなるであろうとの危惧があり、住民や事業者等の意識、理解、協力体制等、国の支援もいただきながら、環境整備等に努めていきたい。その意味でも、情報提供、啓発等の消費者教育は、いついかなる場合であっても必要だと考える。里山だけでなく、私たちの目に触れる所でも外来種の繁茂等が放置されている場合があるためよろしく願いたい。	「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」において、「県は、希少野生動植物種の保護の必要性について、事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発等必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、保護の緊急性の高い種について令和3年度から保護回復事業を実施するほか、リーフレットの作成やSNS上での広告などにより広く周知することとしております。	自然環境課
	門上委員	素晴らしい基本方針であるが、「保護回復事業の進め方」の評価において、可能な限り「定量的評価」を実施してほしい。数値化した保護回復目標を設定し、定量的に達成率を求めて費用対効果のよい対策を明らかにしたり、効果が出ない原因などを究明してほしい。	保護回復事業の実施に当たっては、可能な限り数値化した事業目標(維持・回復個体数や生息環境等)を設定し、定期的にモニタリングすることとしています。その結果を定量的・科学的に検証することにより、さらに効果的な生息環境の改善や人工繁殖等の展開に向けてフィードバックしていくこととしています。	自然環境課
	阪口委員	長い目で見た、気候変動・温暖化などによる影響と、それへの対策などは加味されていないのか、少し疑問に感じた。	本基本方針は「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を運用するに当たっての指針を定めたものであるため、気候変動・地球温暖化などによる影響や対策等に関しては記載していません。 しかしながら、希少野生動植物の保護をはじめとした生物多様性の保全と気候変動・地球温暖化は密接な関わりがあることから、生物多様性戦略等への記載を検討しております。	自然環境課

令和2年度第3回福岡県環境審議会 議題に係る御意見・御質問

(2) 諮問事項

- ア 福岡県環境総合ビジョンについて(資料3)
- イ 福岡県地球温暖化対策実行計画について(資料4)
- ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(資料5)
- エ 令和3年度水質測定計画の策定について(資料6)
- オ 北九州国定公園(北九州市八幡東区大字大蔵)における公園事業の変更について(資料7)
- カ 耶馬日田英彦山国定公園(朝倉郡東峰村大字宝珠山)における公園事業の変更について(資料8)
- キ 指定希少野生動植物種の指定について(資料9)

議題	委員名	内容	事務局回答	担当課
ア	門上委員	指標の設定に当たっては、可能な限り数値化して「達成率の見える化」を行ってほしい。	現環境総合ビジョンでは、全ての指標項目は数値化し、その達成状況を把握しております。次期環境総合ビジョンの指標の設定に当たっても、同様に指標を数値化し、進捗や達成の状況を把握、共有してまいります。	環境政策課
	吉野委員	答申につき環境審議会において審議する予定があるのか。ある場合は時期がいつごろか知りたい。資料3(環境総合ビジョン)の記載では明らかにされていないため、知りたい。なお、資料3では、10月に答申案とりまとめとあり、次の資料4(地球温暖化対策実行計画)では11月審議会で答申案の審議とあるが、10月と11月に2回審議会を開催するのか。	環境総合ビジョンについては、10月までに専門委員会(及び事務局)で答申案をとりまとめ、11月に開催する環境審議会で審議いただく予定です。また、資料4の地球温暖化対策実行計画の改訂についても、同じく10月までに専門委員会(及び事務局)で答申案をとりまとめ、11月の環境審議会で答申案を審議いただく予定です。	環境政策課
	大塚委員	2050年温室効果ガス排出ゼロ目標に合わせ、脱炭素社会への移行(案)に変更することは適当である。	御賛同ありがとうございます。次期環境総合ビジョンの内容につきましては、引き続き専門委員会の場で御審議いただきます。	環境政策課
イ	伊藤委員	これまで緩和策を中心に数十兆円を投じてきたと思われるが、CO ₂ 濃度の低下は認められない(福岡県の責任ではなく、国や諸外国も含めて)。今後は、適応策をより充実されることを希望する。	気候変動に対処し、県民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策の取組みはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減を図る適応策の取組みが一層重要となっています。御意見のとおり、「福岡県地球温暖化対策実行計画」の改定にあたっては、緩和策の取組みとともに適応策の取組みも充実していく考えです。	環境保全課
	池山委員	全体を見て異論はないが、個別の内容についてはもっと議論が必要だと考える。例えば、脱炭素社会の実現については、原子力発電の再稼働等に依存することには反対する。原子力発電は、安価で安全だと言われるが、核ごみの最終処理まで含めて危険で、お金もかかるものだとして理解している。自然再生エネルギーは、太陽光、風力、水力等が無限にあるし、省エネ意識の定着で、温暖化防止は可能だと思う。	「福岡県地球温暖化対策実行計画」の改定に係る個別の内容については、今回設置予定の「福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会」で議論していくこととしています。今後、いただいた御意見も踏まえて議論していきたいと考えています。	環境保全課

令和2年度第3回福岡県環境審議会 議題に係る御意見・御質問

(2) 諮問事項

- ア 福岡県環境総合ビジョンについて(資料3)
- イ 福岡県地球温暖化対策実行計画について(資料4)
- ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(資料5)
- エ 令和3年度水質測定計画の策定について(資料6)
- オ 北九州国定公園(北九州市八幡東区大字大蔵)における公園事業の変更について(資料7)
- カ 耶馬日田英彦山国定公園(朝倉郡東峰村大字宝珠山)における公園事業の変更について(資料8)
- キ 指定希少野生動植物種の指定について(資料9)

議題	委員名	内容	事務局回答	担当課
ウ	伊藤委員	類型指定は、本年度で終了するが、今後の環境変化によって、見直しを行う可能性があるかどうか、など今後の方針についても可能であれば触れてほしい。	国による類型指定の考え方によれば、水生生物の生息状況の変化等事情の変更があれば見直しを行うこととされており、本県においても、情報の把握に努めてまいります。 委員からの御提案については、水質部会において御意見を伺ってまいります。	環境保全課
	山崎委員	p42「(3)特別域についてイ地形等の状況②博多湾水域」の文書の中に「泥質」というあいまいな用語が出てくるが、例えば「シルト」あるいは、粒径0.075mm未満の粒子のように、明確な用語を使用するか、「泥質」という用語の定義を示してほしい。	委員の御指摘を踏まえ、より明確な表現とするため、「泥質」を「泥質(中央粒径が0.075mm未満)」に修正いたします。	環境保全課
	井上眞理委員	p10で下線がひかれている部分が3か所ある。これは、全ページ中で、特にここが重要であるということか。下線があることにより、逆に引かれていない部分に目がいきにくいこともある。重要度に差がなければ、削除してよいかと思う。	重要度に大きな差がないため、委員の御指摘のとおり、下線を削除いたします。	環境保全課
	阪口委員	類型指定し、ほとんど全てが「直ちに達成」ということは、本県の状況は、水質に関して良好であるということではないのか。今後さらに取り組むべきことなどはあるのか。	調査の結果、環境基準に適合しているため良好と考えております。今後は、汚濁負荷が増加して水質が悪化しないよう、生活排水や工場排水の対策等を引き続き実施いたします。	環境保全課

令和2年度第3回福岡県環境審議会 議題に係る御意見・御質問

(2) 諮問事項

- ア 福岡県環境総合ビジョンについて(資料3)
- イ 福岡県地球温暖化対策実行計画について(資料4)
- ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(資料5)
- エ 令和3年度水質測定計画の策定について(資料6)
- オ 北九州国定公園(北九州市八幡東区大字大蔵)における公園事業の変更について(資料7)
- カ 耶馬日田英彦山国定公園(朝倉郡東峰村大字宝珠山)における公園事業の変更について(資料8)
- キ 指定希少野生動植物種の指定について(資料9)

議題	委員名	内容	事務局回答	担当課
	伊藤委員	水質環境基準達成状況を見ると、ここ数年は逆に低下している。このグラフだけを見ると水質は悪化傾向にあるということになってしまう。一つは、30～50年間のグラフにして縦軸を1～100にすることで改善傾向を際立たせる。一つは、将来的に指標としてBOD、CODの物差しでよいかを議論する。いずれにしろ、この傾向を少し深く分析する必要があると思う(文面への記載は不要)。	30年程度の長期的に見れば達成率は向上傾向にあります。また、指標については将来的な課題として認識しておりますので、委員の御指摘を踏まえ、水質部会において御意見を伺ってまいります。	環境保全課
エ	門上委員	過去の審議会において、有機スズ(TBTとTPT)の代わりに有機フッ素界面活性剤のPFOSおよびPFOAのモニタリングを提案したが、PFOS・PFOAは要監視項目に指定された。TBTとTPT濃度は規制の結果、問題ないレベルまで低下し、この状況は今後も変わらないと考えられる。一方、有機フッ素界面活性剤はPFOS・PFOA以外にも5000種以上が使用されており、世界的な問題となっている。これらを鑑み、有機スズに代わりPFOS・PFOAと同時分析が可能な物質のモニタリングを提案したい。なお、対象水域は海域ではなく淡水域である。	有機スズは北九州市が海域で実施・計画しているが、福岡県においては実施・計画はありません。御指摘のとおり、有機フッ素化合物の使用や製造に関する規制強化が予想されることから、水質部会において御意見を伺ってまいります。	環境保全課
	山崎委員	本計画については、例年同様の計画が立案され、順調に測定が実施されてきている。今後も同様に適切な計画と計測をお願いしたい。	今後とも、審議会及び水質部会で御審議いただくとともに、適正な計画・実施に努めてまいります。	環境保全課

令和2年度第3回福岡県環境審議会 議題に係る御意見・御質問

(2) 諮問事項

- ア 福岡県環境総合ビジョンについて(資料3)
- イ 福岡県地球温暖化対策実行計画について(資料4)
- ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(資料5)
- エ 令和3年度水質測定計画の策定について(資料6)
- オ 北九州国定公園(北九州市八幡東区大字大蔵)における公園事業の変更について(資料7)
- カ 耶馬日田英彦山国定公園(朝倉郡東峰村大字宝珠山)における公園事業の変更について(資料8)
- キ 指定希少野生動植物種の指定について(資料9)

議題	委員名	内容	事務局回答	担当課
エ	井上眞理 委員	<p>p1 BODおよびCODを個別に示していただいたことにより、BODの達成度の傾向は、CODのそれより年次変動がないことがわかり、ありがたい。</p> <p>本文では、「70～80%台で推移」と書いてありますが、「70～90%の間で推移で」よいのではないかと。</p> <p>なお、全体(緑)は、BOD(青)とほぼ同じ傾向だが、COD(赤)の変動が大きいにも関わらず、全体の傾向には影響していないので違和感がある。この「全体」のデータの根拠となった計算式やサンプリング件数などを、簡潔に脚注に示されると、納得されると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・よりわかりやすい表現に改めるために、「70%から80%台で推移」を「70%から90%の間で推移」に修正いたします。 ・河川(BOD)の環境基準点142カ所に対し、海域・湖沼(COD)の環境基準点が38カ所であるため、全体の達成率は、BODの達成状況の影響を大きく受けるものとなっております。委員の御指摘を踏まえ、図(グラフ)の表記の仕方について、水質部会において御意見を伺ってまいります。 	環境保全課
オ	久留委員	この地域は生物、昆虫の生息が認められるので、この公園工事によるこれらの阻害問題がおきないように部会での慎重な審議をお願いしたい。	周辺環境への影響については、工事に伴い生物等が阻害される場合、保全対策の実施を検討する必要があると考えているため、公園鳥獣部会において御意見を伺ってまいります。	自然環境課
	山崎委員	公園整備等においては、「トイレ」の整備と維持管理についても考慮してほしい。	トイレについては、必要性などを考慮し整備に努めてまいります。なお、既存の維持管理については、計画的に実施してまいります。	自然環境課

令和2年度第3回福岡県環境審議会 議題に係る御意見・御質問

(3)その他の報告

ア 令和2年版環境白書について(資料10)

イ 福岡県生物多様性戦略の改定について(資料11)

議題	回答委員	内容	事務局回答	担当課
ア	門上委員	これまでも環境行政は科学に基づき実施されてきているが、今後は今まで以上に科学的データに基づきPDCAを実行していただきたい。その為には、収集したデータを高度な統計的手法を駆使して解析し、簡単には分からない傾向や原因を明らかにすることが重要と考えられる。従来行政は、データ解析に人と予算をほとんどかけていないため、データを有効活用できていない。環境行政は科学に基づく対策が講じやすい分野であり、環境分野からデータの高度活用を進めていただきたい。その様にすることで、費用対効果が高い施策が見つかり、税金の有効活用に繋がる。	現環境総合ビジョンの推進に当たっては、指標の動向やその要因等のデータを踏まえ、PDCAサイクルにより継続的な改善を図ることとしております。次期環境総合ビジョンにおいても、種々のデータを活用し、施策の見直しや強化等を継続的に進めてまいります。	環境政策課
	井上眞理委員	※次年度以降への意見 以前の審議会で福岡県産の野菜を消費する推進運動の取り組みの紹介がされたが、その後、2020年12月の高濃度の農薬施用による「福岡県産の春菊」の件が記憶に残っている。農家が誤って使用した事故で、大事には至らなかったと理解しているが、福岡県産の野菜に対するイメージが下がることを懸念した。 令和2年度の白書には、p.171に農薬の安全使用対策として「取り組んでいる」と記載されているが、次年度は「強化する」等の文言が必要かもしれない。また、農薬は、県民の食生活、健康や水質、土壌などにも関わるため、それら「安全」に関する項目への加筆等、次年度以降の白書の作成の際には、検討していただければと思う。	委員の意見を踏まえ、検討してまいります。	食の安全・地産地消課
	阪口委員	計画指標の進捗状況で、既に数値上は達成しているように思われるが、「○」(目標は達成していないが策定時から向上した)になっているものがあるのは、どういう理由か。 (例えば、廃棄物の最終処分量やウェブサイトアクセス件数など)	実績値(進捗)が最終年度目標値を上回っている場合であっても、指標が年度当たりの数値であり、社会情勢等により変動する場合は、「達成(◎)」でなく、「向上(○)」に判定することとしております。	環境政策課
	酒井委員	p4の分野「自然共生社会の推進」の指標項目「希少野生生物ホームページへのアクセス件数」の「進捗」欄の「○」は「◎」ではないか。 目標を既に達成済みということで、数値目標の変更がなされたと解釈したが、どうか。	実績値(進捗)が最終年度目標値を上回っている場合であっても、指標が年度当たりの数値であり、社会情勢等により変動する場合は、「達成(◎)」でなく、「向上(○)」に判定することとしていることから、「希少野生生物ホームページへのアクセス件数」については、「向上(○)」と判定したところです。 なお、この指標項目の目標の変更については、生物全般への関心の高まり等により、見直し前の目標値を上回るアクセス状況が続いていたことや、新型コロナウイルス感染症拡大といった社会情勢の影響を受けにくい指標であること等を勘案し、上方修正をしたものです。	環境政策課

令和2年度第3回福岡県環境審議会 議題に係る御意見・御質問

(3)その他の報告

ア 令和2年版環境白書について(資料10)

イ 福岡県生物多様性戦略の改定について(資料11)

議題	回答委員	内容	事務局回答	担当課
ア	池山委員	新型コロナ後の持続可能な社会の構築に向けての国際連携を図るための模索を続けていこうとする活動等について、世界中(特に欧州)で活発に議論がなされ、環境に対する意識が高まり、心強い限りである。一方で、コロナ対策についても感じていることだが、日本は、他人事のような扱いがなされており、迅速な対応ができていないように感じる。今後、いろいろな環境団体の取組みなどを紹介してほしい。ぜひ環境審議会の場で、わずかな時間で構わないので、情報の共有や情報発信(幼いころからの環境意識を各年代に応じて啓発していくことの大切さを感じているため)を考えていただく場としてほしい。	環境審議会は、県内の環境に関する基本事項・重要事項について調査・審議する附属機関であります。環境団体の活動の紹介などの情報発信や普及啓発については、環境白書に掲載しているほか、県ホームページでも御紹介しており、今後も、内容を充実してまいりたいと考えております。	環境政策課
	河邊委員	環境(大気・土地・水)はつながっているのので、今後は、これまで以上に県の枠を超えて、九州、日本、世界的な取組・問題の共有が大切だと感じる。	これまでも本県では、九州各県、全国都道府県、国の機関等も含めて、協力して環境行政を推進しているところです。また、環境白書でも御紹介しているとおり、本県が公害を克服する過程で蓄積してきた環境技術やノウハウを活用し、国際的な環境問題の解決に取り組んでおります。これらの枠組みを活かし、今後も県の枠を超えた取組みを進めてまいります。	環境政策課
イ	渡邊公一郎委員	野生鳥獣の適正な管理と被害防止は生物多様性戦略の重点項目にもなっている。昨年末、県北部で鳥インフルの被害により莫大な損失が発生したが、野生鳥獣と畜産の共存を図るには、具体的な対応策として両者の関連性を科学的に調査する必要があると思う。改定案にこのことが含まれることを希望する。	今回の高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、農林水産省と県家畜衛生部局が連携して、感染経路究明のための疫学調査が行われました。また、野鳥については、環境省による渡り鳥の飛来経路の解明や野生鳥獣の感染状況の監視等のほか、県における死亡野鳥等調査や糞便採取調査等の実施により、早期発見、感染範囲の状況の把握に努めているところです。御提案の趣旨については、国の動向等を踏まえ、議論を行ってまいります。	自然環境課
	山崎委員	「生物多様性」という用語の中に、生息生物の量や健全性などは入っているのか。豊かな生態系を保全するという観点からは、上記の量や健全性(種のコホートの形や奇形の有無など)も重要と考えられるがどうか。	「生物多様性」とは、生命に現れているあらゆる多様性と定義され、生態系の多様性、生物種の多様性、種内(遺伝子)の多様性の3つのレベルが含まれます。したがって、様々な生物種が豊富に存在することや生物種の健全性なども生物多様性の概念に含まれており、御質問のとおり生物多様性の保全の観点上、重要であると考えております。	自然環境課